

舟橋村条例第2号

舟橋村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに  
公布する。

令和8年3月13日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(令和8年3月13日条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条  
の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準につい  
て定めるものとする。

(基準)

第2条 法第34条の16第1項に規定する条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運  
営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府  
令第1号)で定める基準のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に  
定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。